

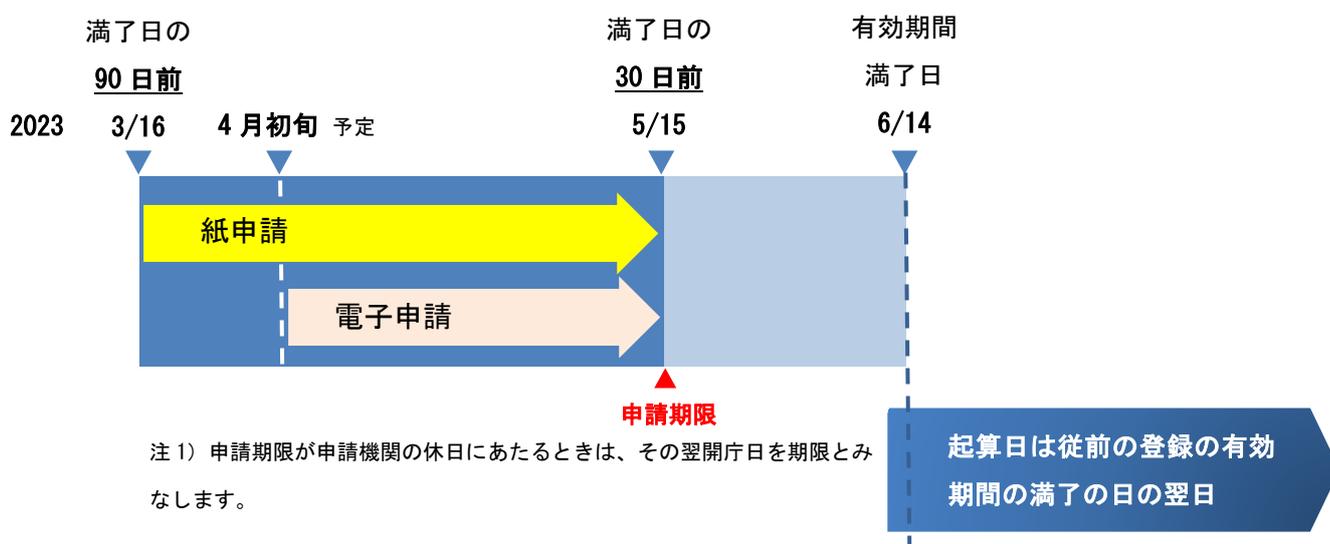
住宅宿泊事業法における登録の更新について

住宅宿泊管理業（以下、「管理業」という。）の登録の**有効期間は五年間**です。有効期間満了後も引き続き登録を受けようとする場合、登録の更新申請を行う必要があります。**更新を受けなければ、期間の経過によって自動的にその効力を失い、管理業務を行うことはできなくなります。**住宅宿泊管理受託契約中であっても、管理業務を行うことはできなくなりますのでご注意ください。

1 更新の登録申請の期間

- 管理業：現に受けている登録の有効期間の満了の日の **90 日前から 30 日前までの間**

【例】2018 年 6 月 15 日登録の事業者の場合



2 更新申請の手数料

- 更新時は**収入印紙**を申請書第 6 面に貼り付けて納付（提出）して頂きます。

【手数料一覧】

申請方式	申請日	
	電子申請対応 前	電子申請対応 後
電子申請 ※ (一部書類別送)	—	19,100 円
全て郵送 又は 持参	19,700 円	

3 更新申請書類等について

必要書類、様式、申請方法等は九州地方整備局住宅宿管理業のホームページを
[\(3. 登録申請について\(新規・更新\)\)](#)をご確認ください。

4 留意事項

- 書類を郵送する場合、書類の提出期限を有効期限満了の日の30日前まで【消印有効】としますが、補正や要件不備時の確認に時間を要しますので、できる限りお早めのご提出をお願いします。
- 標準処理期間（申請受付から処理完了までの期間の目安）は**90日**です。
あくまで目安であり、この期間内の処理が約束されるものではありません。
申請内容の不備を補正する期間は、標準処理期間に含まれません。
なお、更新申請中に登録の有効期間の満了日を迎えたとしても、審査完了までは登録が有効なものとして取り扱われます。
- 登録の更新がされず有効期間を満了した場合、登録の効力は自動的に失われ、管理業務を行うことはできなくなります。住宅宿泊管理契約受託中であっても、管理業務を行うことはできなくなりますのでご注意ください。

5 注意事項 ～更新申請をされる前にご確認ください～

□ 変更届や必要な体制に係る変更報告書の提出もれはございませんか？

登録事項（商号、役員、所在地等）に変更がありましたら、速やかに変更届を提出してください。

業務体制（事業者の免許、苦情等人員体制等）に変更がありましたら、速やかに変更報告を提出してください。

変更がある場合は、更新申請とは別に書類の提出が必要です。

必要書類、様式等は九州地方整備局住宅宿管理業のホームページ [\(4. 登録事項の変更届出等について\)](#) をご確認ください。

□ 登録要件を満たしていますか？

登録要件を満たせず更新が認められない場合は、住宅宿泊管理業者登録の有効期間が満了した時点で登録は終了します。

登録要件については、[「登録の拒否について」](#)（民泊ポータルサイト）をご覧ください。